

地方独立行政法人長野県立病院機構監事監査規程

平成 22 年 4 月 1 日

規程 1 - 3

(趣旨)

第 1 条 この規程は、地方独立行政法人法（平成 15 年法律第 118 号。以下「法」という。）第 13 条第 4 項及び第 5 項の規定により監事が行う、地方独立行政法人長野県立病院機構（以下「法人」という。）の監査及び意見の提出に関し必要な事項を定めるものとする。

(監査の目的)

第 2 条 監査は、良質な医療の継続的な提供を目指す法人の業務の適正かつ効率的な執行を確保することを目的とする。

(監査の対象)

第 3 条 監査は、次に掲げる事項について行うものとする。

- (1) 中期計画及び年度計画に定める業務の実施状況
- (2) 組織及び制度全般の運営状況
- (3) 予算の執行に関する事項
- (4) 資産の取得、管理及び処分に関する事項
- (5) 財務諸表、事業報告書及び決算報告書に関する事項
- (6) その他監査の目的を達成するために必要な事項

2 前項の臨時監査は、監事が必要と認めた場合に行う。

(監査の種類)

第 4 条 監査の種類は、定期監査及び臨時監査とする。

2 前項の臨時監査は、監事が必要と認めた場合に行う。

(監査の方法)

第 5 条 監査は、書面監査及び実地監査により行う。

(監査計画)

第 6 条 監事は、毎年度初めに監査計画を作成し、速やかに理事長に提出するものとする。ただし、臨時監査については、この限りではない。

(監査の補助)

第 7 条 監事は、理事長の承認を得て、職員に監事監査に関する事務を補助させることができる。

2 前項に規定する職員は、監事監査業務上知り得た秘密を漏らしてはならない。

(役職員への質疑等)

第 8 条 監事は、必要に応じ、役員及び職員（以下「役職員」という。）に対して質問し、説明及び資料の提出を求めることができる。

(監査への協力義務)

第 9 条 役職員は、監事（監査の事務を補助する職員を含む。）が行う監査に協力しなければならない。

(監事監査結果報告書の作成)

第 10 条 監事は、監事監査終了後、1 月以内に監事監査結果報告書を作成し、理事長に提出し

なければならない。

(改善措置等)

第 11 条 理事長は、監事監査結果報告書に指摘事項があるときは、速やかに是正又は改善措置を講じ、その結果を監事に通知しなければならない。

(知事への意見の提出)

第 12 条 監事は、法第 13 条第 5 項の規定に基づき、長野県知事（以下「知事」という。）に意見を提出するときには、理事長にその旨を通知するものとする。

(事故又は異例事項の報告)

第 13 条 業務上の重大な事故又は異例の事項が発生したときは、理事長は文書又は口頭で直ちに監事に報告しなければならない。

(補則)

第 14 条 この規程に定めるもののほか、監査の実施に関し必要な事項は、理事長と協議の上、監事が別に定める。

附 則

この規程は、平成 22 年 4 月 1 日から施行する。